

大正デモクラシーにおける“人間”

——吉野作造の思想をめぐって——

武 田 清 子

I. ま え が き

大正デモクラシーの運動は近代日本における民主主義の歴史にとって最も重要な一つの時期を画すものであった。そして、それは、その時代の一つの思潮として記念すべきものであるだけではなくて、あの軍国主義・ファシズムの時代を貫いて封圧されながらも、日本の精神的土壌の底ふかく地下水となって生きつづけ、戦後の民主主義を、ただ単に外から押しつけられた、いわゆる外発的なものとしてではなく、内発的な、われわれのものとして、主体的に受けとめ、民主主義化の担い手となった人々を育成して来た思想であった。そういう意味で、大正デモクラシーは、今日の日本の民主主義の背景、ないし、基礎をなすものであり、また、今日、および、今後の日本の民主主義の歩みにとって重要な位置を占め、また、大切なかわりを有つものである。

こうした意味をもつ大正デモクラシーの中心人物は言うまでもなく吉野作造であるが、吉野のデモクラシーは、周知のように、「民主主義」とは区別して「民本主義」の用語を以て表現されており、主権在民か在君か、個人主義か国家主義か、哲人政治か衆愚政治か等の問題や、民本主義と社会主義との関係など、華々しい論争も展開された。吉野はデモクラシーをどのように把握していたのであろうか？ この問題を見きわめることは、大正デモクラシーの本質、および、日本に土着的なデモクラシーの持つ問題を見きわめ、理解する上に欠くことのできない一つの手がかりになるのではないかと考えさせられるのである。

第二に、大正期はデモクラシーの時代であると共に、ヒューマニズムの

時代ともいわれるが、この時代は、キリスト教が明治時代のように預言者的立場からその罪（悪）を指摘して悔改めを迫り、非キリスト教的要素と対決するといったアプローチではなく、むしろ、文化に内在し、土着して、内側から文化、ないし、社会を新しくつくりかえようとする働きをした時代であったと言えよう。烈しい闘いの様相を呈するよりも平和的に、そして、キリスト教それ自体としてのわが姿を表にかかげるよりは、自らを没却しても、パン種のようになり、また、「塩」のように自らを失って、文化、ないし、社会の中に土着して生きようとした時期であったように思える。そうしたキリスト者の典型を私は新渡戸稲造や賀川豊彦や吉野作造に見出す。

吉野作造は1898年（明治31年）、仙台の二高在学中、尚綱女学校長ミス・ブゼル（Miss Annie S. Buzzhl, 1866～1939）のバイブル・クラスに加わり、翌1899年7月4日には北一番町の浸礼教会で浸礼を牧師中島力三郎より受けた。当時の洗礼は、講壇下の水槽に牧師に抱かれて、会衆が厳粛に讚美歌をうたう中を、逆さまに水中に倒され、水に沈む刹那に再び外に引き上げられるといった文字通りの浸礼だったようである。こうしてキリスト教に入信した吉野は1900年（明治33）⁽¹⁾上京し、東京帝国大学法科の学生となってからは、海老名弾正の本郷教会の会員となり、海老名の影響を多く受けることとなる。それは、彼の次の言葉にも明らかに見られるところである。

「私の思索生活に最も大なる影響を与えた具体的事実はないかと反省してみると大学生時代に聴いた海老名弾正先生の説教が夫れであると思う。日曜毎の説教に依って私は信仰上に得る所も尠くなかったが、先生が宗教上の神秘的な問題を、科学的に殊に歴史的に、快刀乱麻をたつの概を以て積いて行くのには、教えらるる所非常に多かった。斯うした態度に依って私の学問上の物事の考え方が著しい影響を受けて居ることは、今以て先生に感謝して居る。」⁽²⁾

吉野は海老名弾正の教会の熱心な信者であったばかりではなく、海老名

の説教を筆記し海老名の主宰する雑誌『新人』（明治33年7月10日より大正13年8月にいたる期間つづいた雑誌）に載せた。『新人』誌上の海老名の説教の三分の二は吉野の筆記になるものと言われている。吉野自身、東京帝大教授としての活動期には、殆んど毎号『新人』誌上に巻頭論文を書いており、キリスト教信仰に基いたデモクラシー論が展開されている。（『新人』に掲載された吉野の論文のリストは本稿の終りに収録した。）

こうしたことから明らかであるように、吉野のデモクラシーはキリスト教信仰に基いていたと言える。彼自身、その関係を明らかにしようとする文章を幾つか書いている。吉野のデモクラシーはキリスト教の人間観に基いたデモクラシーだと言って過言でないと思う。それでは、吉野のデモクラシーの基盤となる彼の人間観を彼はどのように把握していたのであろうか？ 吉野は「デモクラシーとキリスト教」を論じ「政治学における人間」、社会科学と人間、あるいは、労働運動における労働者自らの主体の問題等を執拗に追求している。こうした問題を貫いて、吉野の人間観を掘り起したいと思う。それは、吉野のデモクラシーをささえた人間観であるばかりでなく、大正デモクラシーの基底となる人間観でもあったと言えよう。そして、それを掘り起すことは、文化に内在して文化形成力たろうとし、日本社会に土着して、この国の社会の新しい再形成の力であろうとした大正期のキリスト教の一つの姿を掘り起すことにもなるであろう。

以上のような課題をかかえて、吉野作造の人間観を問うてみたいと思う。

II. 吉野作造のデモクラシー観

大正デモクラシーの運動が、大正5年1月、吉野作造が雑誌『中央公論』に発表した「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」と題する論文によって主張した民本主義論にその中核的特色を示すものであることは、今さら言うまでもない。しかし、わが国におけるデモクラシーの思潮の流れを見る時、先ず明治20年代に徳富蘇峰が唱えた平民主義はデモクラシーの訳語だったのであり、当時の蘇峰は、政治的自由と経済的平等とキ

リスト教的道徳とを三要素としたデモクラシー、即ち、平民主義を唱え、持たざる階級（世代的には青年、階層的には平民——無産階級）による新しい時代の創造を追求したのであった。しかし、大正期になってからのデモクラシー論としては、大正2年に雑誌『東亜之光』に発表された井上哲次郎の論文「国民思想の矛盾」（同年2月）、および、それに対する批判としての上杉慎吉の論文「民本主義と民主主義」（同年5月）とが見られる。二人の国家主義者はデモクラシーに関するどのような点で論争したのであろうか？

先ず、井上哲次郎の「国民思想の矛盾」の要旨は次のようなものである。即ち、君主と民主とは正反対の言葉であって、両者は全く矛盾するものである。民主主義は個人の人格を尊重する観念によって、君主も人なり、人民も人なりという基礎の上に、人民を以て本とし、君主は人民を率いるためのものとする。近世諸国が共和政体に変化したのはこうした民主主義の主張によっている。ところが、他方、日本では歴史的に発展して来た深大な忠君の念がある。この二つの矛盾した思想が今日国民の頭にわだかまって多数の人を迷わせている。この二つの思想を調和させる道はないものであろうか？ 日本の歴代の詔勅には民を尊ぶ思想がよくあらわれている。昔から「天下は天下の天下なり」といったし、仁徳帝は「其天之立君。是為百姓。然則君以百姓為本。」と言われたし、明治天皇は「天下万姓の為に於ては万里の波濤を凌ぎ身を以て艱苦に当り云々」と言われた。臣民なくしては天皇も天皇たることは出来ないのであって、臣民は国家の基礎である。しかし、この国を統治し、臣民を支配されるのは上御一人であるから、天皇をこの上なく尊重することになっているのだと言い、民主ということは、日本の従来の上から見て、決して字の如く解してはならないが、古来「民は惟れ邦の本なり、本固ければ邦寧し」というように、民本という意味に解釈するのは差支ない。そして昔よりも一層臣民の福利を重んずべきである。これは時勢の変化の為めだ。臣民の福利の増進をはかる政治、即ち、人民の為めにする政治を「民本主義」とよんでもよいと

言い、井上は、君主主義と民主主義とを、日本古来の民本主義で調和してゆくべきだと言うのである。

こうした井上の主張に対して上杉慎吉は、民本主義の実戦の仕方では、井上と同様なのであるが、民本主義によって君主と民主とが調和出来るということに反対する。上杉の主張はこうである。即ち、君主と民主とは相排斥すべきものであって、調和すべきものではない。君主国ならば絶対的に非民主国である。君主国を「モディファイ」して民主に近づけてはいけない。民主主義と民本主義との用語の意義は厳密に区別すべきであり、民主主義は字の示すように、人民主権論を意味し、民本主義は君主が統治するのは人民の幸福を増進するためにするという事、即ち、人民の為にする政治であり、帝王治国の根本義である。従って、君主主義と民主主義とは、この民本主義によって調和しうるものではないというのである。

井上、上杉のこうした論文をはじめとして、第一次世界大戦開始よりロシア革命に至るまで、欧米諸国にデモクラシー論がいよいよ盛んになるに従って、その影響を受けて日本でも民主主義、あるいは、民本主義が盛んに論じられつつあった。植原悦二郎、茅原華山、その他、多くの人々の論文が見られる。従って、「民本主義」という用語でデモクラシーを論じはじめたのは、吉野作造ではない。それは、吉野の「民本主義鼓吹時代の回顧」と題する文章にも明らかに見られるところである。(8)

それでは、大正5年1月、吉野作造が雑誌『中央公論』に発表した「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」と題する論文をはじめとする吉野の多くの論文によって唱導された民本主義はどのようなデモクラシー観を含むものだったのであろうか？ 余りにもポピュラーであり、ある意味では常識化さえしている吉野作造の民本主義を、私は、次の諸点においてもう一度問い直してみたいと思うのである。即ち、a). 民本主義と民主主義、b). 天皇観——主権論をめぐって、c). 個人主義と国家主義、d). 哲人政治と衆愚政治、等の諸点において吉野の主張をさぐり、それらの総合としてどのようなデモクラシー観が見られるかを問うてみたいと思う。

a/ 民本主義と民主主義

先ず、概念規定の問題として、吉野は民本主義、および、民主主義をどのように考えついたのであろうか？ 民本主義とは、デモクラシーの訳語であるが、デモクラシーの観念中、第一に「国家の主権は法理上人民に在り」とするものを民主主義とし、第二に、「国家の活動の基本的目標は政治上人民に在るべし」の意味をもつものを民本主義とする。第一の民主主義には二つの場合があり、(1) 凡そ国家なる団体の主権は人民に在らざるべからざるとする絶対的民主主義と、(2) 或国の憲法の解釈上、主権は人民に在りとする相対的民主主義とに分れる。ところが、君主国であることが憲法上明白な日本には民主主義が通用しないから、第二の民本主義を取り、そこでは、法理上の主権の存在如何は問題とせず、ただ、その主権を運用するに当って、一般民衆の利益、幸福、並びにその世論に重きを置くという政権運用上の方針とする。即ち、民本主義には二つの内容、二つの要求が含まれているのであって、(1)は「政治の目的」に関するものであって、政権運用の終局の目的は一般民衆の利福にあるべきだということ（善政主義）であり、(2)は「政策の決定」に関することであって、政権運用の終局の決定を一般民衆の世論に置くべきだということである。即ち、(1)は「人民のための政治」(for the people)であり、(2)は「人民による政治」(by the people)である。この政権の運用における民意の尊重ということの理論上の根拠は、何が人民一般の利益であるかは、人民自身が最もよく判断することができるということであり、これは吉野のその後の政治論の中核をなすものである。それは具体的には普通選挙論や代議制論などに展開した。

こうした吉野作造の民本主義は右と左とからはさみうちを受けたのであるが、先ず、上杉慎吉は、わが立憲政体は天皇中心の政体であり、議院中心の政治は天皇親政を排斥するものだ。主権在民の民主主義から民本主義を区別しておきながら、民本主義を行うには議院中心の政体でなくてはならないというのは、天皇を空位に帰せしめようとするものだと批判した。⁽⁴⁾

他方、山川均は、吉野の民本主義は主権の所在（主権在君か在民か）いかんという法理上の問題にふれず、即ち、明治憲法体制と真正面から対決することを避けて主権の運用ということのみに限定してデモクラシーを論じているが、人民が最終の主権者であることを認めない「人民によっての、人民の為めの政治」なるものは、君主から人民に与えられたる恩恵的の善政としてはあり得るが、人民の主張としてはあり得ない。何故ならば、「人民によっての、人民の為めの政治」を、人民自ら主張し、人民自ら要求することは、政治の最終目的を決定する最終の権利が人民に在ることを前提として初めてあり得ることだからである。従って、主権の運用に関する民本的の主張は、主権の所在に関する民主的解釈を土台として初めて成り立つものである。ここにおいて、民本主義は、進んで主権論に触れるか、退いて一片の善政主義に終らなければならないかの羽目に立っているのだと鋭く吉野の民本主義の弱点を突いて批判した。(5)

西洋民主主義の本質を原理においても、政治の実際においても十分に理解している吉野が敢てこうした矛盾を含んだ民本主義を唱えたその意図を理解するためには、彼の天皇観が何であったかを見る必要があると思う。

〔補〕吉野における民本主義と社会主義

吉野は上記のように、国家主義者たちからと同様、社会主義者たちからも烈しい攻撃を受けたのであるが、吉野自身、彼の民本主義の理論において、社会主義をどのように考えこいたのであろうか？

吉野の著書『社会改造運動に於ける新人の使命』（大正9年）は社会問題、労働問題を論じたものであるが、その中で社会主義について次のように述べている。社会主義には (1). 立憲主義（パーラメンタリズム）——即ち、議会万能の根拠に立つ現在の立憲制の下に於てプロレタリアートの希望を達することは不可能ではないとし、議会を通して資本家を征服（撲滅ではなく）しうるとする立場。および、(2). 革命主義（レヴォリュージョニズム）——即ちプロレタリアートの絶対支配を主張するものであって、之を実現するためには、支配的資本家階級を絶対撲滅しなければならないとする立場の二つがある。後者は過激主義とも呼ぶが、これは、微温的、妥協的態度が実に主義実現の最大の障害だとして、禍はむしろ敵にあるのではなくて、自分たちと主義を同じくすると称するものの中にあると唱え、だんだん猛烈な反感を社会主義の政党運動に対して抱くようになって

来た。示威運動，ボイコット，サボタージュ（資本家の利益の破壊），ストライキなどの直接活動を取るサンディカリズム（Syndicalism）もその最たるものである。彼らはプロレタリアート執政の即時実現によってのみ彼等の希望は達せられるとするのである。

以上のように，社会主義を二つの立場に分けて規定すると共に，吉野は，民本主義は，過激主義とは相容れないが，立憲主義を根拠にもつ社会主義とは両立することが出来ると言い，民本主義と社会主義とのつながりうることを民本主義の構造を下記のように解明することによって明らかに示そうとしている。

民本主義の要求（二種類の内容）

- (1) 政治的形式の整頓に関する要求＝民本主義の純政治的要求
- (2) 国民生活の実質の整頓に関する要求＝民本主義の社会的要求
 - a) 精神生活に関するもの
 - 広義の文化政策——言論の自由，信教の自由，教育制度等の問題
 - b) 物質生活に関するもの
 - 広義の社会政策——社会改良主義の共産主義的社会改良

そして，吉野は，「社会主義は，民本主義の政治的活動に於て，広義の社会政策の項目の中にその地位を占むるものである。かくの如く，民本主義は必ず社会主義者であるとは限らないが，然し社会主義者であっても妨げはないけれども断じて過激主義者たる事を得ざるものである。」（『社会改造運動に於ける 新人の使命』 p. p. 179～180）。

彼は過激主義に反対であるが，「過激思想は近代産業組織の変革に伴うプロレタリアートの発生と，資本家乃至支配階級の盲目的利己心との慣れ合いから生れた私生児であって，国家組織の実質的に弱い所に特に著しく成長発達したものである」（p. 198）と言い，「今日我国の資本家階級の頑迷貪慾は不幸にして隠れもない事実である。之を背景とする以上，政治否認説に隠る革命的労働運動の起るは，止むを得ざるの情勢であろう。」（p. 211）とも言っている。彼自身の労働運動に対する態度はあくまでも人道主義的動機によるものなのであって，労働運動の根本の動機は，虐げられている労働階級に人間らしい生活を保障することにあると言うのである。

（尚，しいたげられた民衆の解放に対して彼がいかに深い関心を持っていたかを物語るもとして次のようなエピソードがある。明治33年頃救世軍の山室軍平らが娼妓解放のために洲崎遊廓にゆき，暴徒に襲われ負傷したととがあり，毎日新聞の島田三郎や木下尚江ら，キリスト教社会主義者たちが救世軍のために義捐金を募集したことがある。その時学生だった吉野は何回かにわたって山室に己が牛

乳代を届けたと言われる。)

菊川忠雄の『学生社会運動史』も言うように、従来、帝国大学の学生たちは、卒業後は「官吏となり、資本家のエゼントとなることを無上の光栄」(p. 23)とし、立身出世を追求するのが常であったが、吉野の教え子たちは、そうした人生観、処世観を棄て、理想社会の実現をこそ生き甲斐と感じて、社会問題、労働問題の解決を求めて社会に出て行ったのであり、その多くが、吉野の立場からはいろいろな方向にはめ出てゆく者たちがいたとはいえ、労働運動、社会主義運動の指導者となり、実践活動に従事したことを考えてみても、吉野が社会問題、労働問題にいかに大きな関心を持っていたかが容易に察しられるのである。

そして、吉野自身、『岩波講座教育科学』の中の「日本学生運動史」と題する論文の中で、時代に目ざめた東京帝大の学生が自発的に発企した「新人会」をはじめ、早稲田の「民人同盟会」、「建設者同盟」などの歴史的意義を説いたあと、「併し学生運動は社会主義に依りて魂を吹き込まれるまでは、どんなにその運動に熱を帯びて来ても、要するにお上品な有閑階級の高踏的蠢動に過ぎなかった。」(p. 32)と言い、欧洲大戦後、学生運動と社会主義とが「日本社会主義同盟」において結びついたことを新しい意味の学生社会運動の出発点として記憶する必要があると言っている。

b/ 天皇観——主権論をめぐる——

吉野は山川均に批判されるように明治憲法の主権在君を否定しない。しかし、主権在君の天皇親政説を取るものでは決してないのであり「人民による、人民のための政治」をあくまでも追求しているのである。それでは吉野の天皇観はどういう特質を持つのであろうか？ 吉野の上杉に対する反論として書かれた「所謂天皇親政説その他を評す——予の憲政論の批評を読む」⁽⁶⁾と題する論文によって彼の天皇観をみてみよう。

「所謂天皇親政説」とは何を謂うか？ 天皇親政説とは、国法の組織において天皇を唯一最高の主権者とするという意義であるとするなら異議はない。こういう意義における議院尊重説と何ら矛盾するものではない。ところが上杉博士が自分たち（吉野たち）の議院尊重説を駁撃するための根拠としている天皇親政説は上のような意味にとどまるものではない。彼のいう天皇親政説は、君主の政治上における意思決定に対しては、事実上の拘束を絶対に許さないという極端な天皇親政説である。それでは、このよ

うな意味での絶対的君主親政ということは、法律上、また、事実上可能であろうか？ 吉野は「否」という。

第一に、絶対的天皇親政ということは、神代の昔ならいざ知らず、国務多端の今日、到底あり得べからざることである。法学上の主権の観念は政治上の権力と混同してはならない。政治上の実権はいずれにせよ、所謂「中間勢力の手に移るものである。そこで、政治上の実権を少数者（吉野は藩閥元老を意味している）に委ねるか、多数者に委ねるかの利害得失の問題が発生する。この問題に対して自分たちは議院尊重説を唱えているのだという。

更に、明治の帝国憲法は明白に所謂天皇親政説を否定している。何故ならば、我が憲法は君主の意思決定を拘束する幾多の規定を含んでいるからである。「天皇ハ統治権ヲ総攬シ此憲法ノ条規ニ依テ之ヲ行フ」という個条を挙げて、統治権を行うものは天皇であるという。しかし、これを行うに当りこの憲法の条規に依らねばならぬというのは一つの制限ではないか。天皇が憲法を改正をするにも一定の手續を経なければならないということも、一つの制限ではないか。要するに絶対的天皇親政ということは実際上はあり得ないと吉野は言うのである。

更に、吉野は、上杉が善政としての民本主義が立憲政治の大眼目だとし、民本主義は天皇親政によってのみ行われると主張し、（中央公論3月号28頁）。日本の歴代の天皇は神代より今日に至るまで必ず民本主義の担当者であったというが、第一、そのようなことは歴史の事実にあつて合することであろうか？ 第二に、我国において天皇親政の阻止せられた時は必ず人民が塗炭の苦しみをなめた時だというが、それも厳密に歴史上の事実にあつて合することであろうか？ 恐らく大多数の歴史家は賛成すまいと吉野は言う。第三に、上杉博士は民本主義の担当者たることが我国天皇の本質だと言うが、過去において歴代の天皇が民本主義であったという歴史的事実を根拠にして天皇の本質は民本主義だと断定することは、東京帝国大学における従来の憲法講座が非議会説を講義して来たが故に、非議会説の鼓吹こそわが憲

法講座の本質だと断定すると同様、論理上の誤謬だとなかなか手きびしい。

最後に吉野は、天皇親政説の危険として次の点をあげている。第一に、上杉博士の唱えるような天皇親政を実行すれば、天皇は直接に百般庶政の得失に対する道徳的責任の衝に当り給うことになる。ところが、天皇の絶対的親政ということは現に行われているわけではなく、政治上の実権は内閣に委任されていると考えているから、当然、人民の政治に対する批判は天皇に向けられることになる。第二に、上杉博士の所謂天皇親政説は直接に議院中心説を排するものであるから、此説によって利益するものは、議院尊重主義の実際上の敵手である藩閥政治主義である。何故なら、議院中心説を排斥することによって擁護し得ると考えられている所謂天皇親政説は一個の妄想に過ぎないからだと言ひ、天皇親政は結局のところ藩閥を擁護することになると言うのである。

吉野の天皇観の第一の特色は、美濃部達吉のそれと同様、明治憲法のワク内において、天皇の権力を出来るだけ制限し、国民、即ち、その集団である国家、ないし、その代表機関としての議會に出来るだけ多くの権力を与えようとするものであった。いわゆる美濃部の機関説は、第一に、天皇は国家の最高機関であり、天皇御一身の利益のために統治権を行使するものではなく、国家の福利のために行使するものであることを説き、第二に、天皇は統治について無制限の権力をもつものではなく、憲法の条文によって制限を受けている。ことに、議會は原則として天皇の命令に服するものではないということを主張するものである。

以上でも明らかであるように、当時見られた天皇観の中には最右翼には、上杉慎吉、穂積八束らによって代表されるような天皇絶対主義的立場があり、最左翼には、山川均らによって代表されるような、明治憲法の規定するところの主権在君の天皇制を認めず、主権在民説による徹底した民主主義を唱える立場があり、その中間に、吉野、美濃部のように、明治憲法の規定する天皇制を正面から否定するのではないが、天皇の地位を「枕詞」的、空なる存在たらしめ、天皇に主権の名は与えるが、主権を具体的に行

使する「実」は国民（議会）の手に握らせようとする所謂民本主義者の立場があった。

明治憲法制定にあたって、大隈重信らの議会中心主義をしりぞけて天皇大権主義をとった伊藤博文、井上毅らは、決して天皇の絶対親政の立場をとったのではなかった。むしろ、天皇の絶対親政を期する立場に対しては伊藤、井上らは、を期する立場に対しては「憲法政治ト云ヘバ即チ君主権制限ノ意義ナルコト明ナリ」⁽⁷⁾と主張して譲らなかったのであり、彼らの憲法理解は「君主権の制限」の線に立つものであった。しかしながら、他方、そうした伊藤、井上らの憲法論には、もう一つの隠された動機がだき合せで内包されていた。その隠された動機とは、即ち、君主権の制限によって、議会を尊重するのではなく、むしろ、逆に、藩閥政府の勢力を有利に導こうとする藩閥政治主義、即ち、少数派の専断政治であった。このもう一つの要素こそ吉野らがデモクラシーの敵だと見ているのであり、吉野はこうした明治憲法制定にあたって、だき合せ的に結び合わされていた二つの要素をひき離し、前者の論理をもって後者を否定しようとするのである。このようにして、吉野は、天皇親政説は藩閥元老の少数派の独断政治を利するものであり、議会尊重主義によってそれを防がねばならないと強調するのである。

吉野の民本主義は、主権の所在を問わない曖昧さを含んでいたことは事実である。しかし、山川らの唱えるような天皇否定の主権在民説に基いた民主主義が、かえって敵（当方）をも世論をもマイナスに刺戟することとなり、天皇親政説の容認を可能にするような事態を導き出し、その結果、藩閥政治主義を制することを極力警戒するが故に、主権の所在を敢えて問うことをしないで、政権運用において実質的に民権の拡大を獲得しようとした吉野の民本主義は、表面、理論上の曖昧さ、不徹底さにもかかわらず、具体的実践性を持った思想であり。徹底的民主主義よりも、目前の一步を打開するという意味では、より radical な歴史変革の理論であったとも言えよう。日本における天皇観の系譜を見る時、天皇制肯定主義者の中に、

上杉慎吉、穂積八束、井上哲次郎らによって代表されるような天皇絶対主義者の立場と、それと全く相反する民主主義者の立場とのあることを見落してはならないと思う。そして、これらの民主主義者は「天皇」をして日本の実質的民主主義化への露払いの役割をも果させようとしている観がある。それは、吉野が浪人会の暴力に対抗するにあたって、「天皇の民草を傷けるとは不忠だ」といった論法を用いていることにも見られるところである。

天皇の主権論に関する吉野の論説はその他幾つかあるが「自由民権時代の主権論」と題する文章は明治文化研究の一資料の紹介のようでありながら、実は、自由民権論者たちが天皇に特赦権を与えるのは人民の権利だということを何の疑いもなく、当然のことと考えていることを面白く紹介した文章であり、彼の覚めた意識がはっきりとよみとれる文章である。(6)

健全な立憲政治が民主主義的に施行される道を執拗に追求し、天皇の名による少数派の専断を警戒してやまなかった吉野の立場は、彼の「軍部改革論」、特に、「帷幄上奏論」にも見られる。大正11年2月7日の衆議院本会議で軍備縮小問題に関して、大岡育造が演説した帷幄上奏論が問題となったことがある。その時、吉野は、立憲政治のもとにあっては、国民は君主の活動を、議会、政府を通してすべて知っていなければならない。君主の意思決定に至るまでには統帥権に限らず、凡ての国務に亘って必ず大臣が輔弼するのは憲法の要求である。ところが軍事のみはその例外とし、総理大臣も与ることを許されず、行政内閣の外にあって、言いかえれば、人民が制度上、与ることの出来ないしくみをもって、天皇との直接交渉によって軍部が随意に国庫負担を増加して憚らない。軍閥の帷幄上奏は日本独特の政治的疾患の根源だとして、その専断を烈しく批判している。これは、美濃部が、昭和5年ロンドンでの軍縮会議の際、海軍が軍縮を認めず困った浜口内閣より意見をきかれた時、海軍の軍縮問題は政治問題であり、軍令部の口を入れるべき事柄ではないと断言したことと共通している。(この美濃部の主張を背景として浜口内閣は海軍を屈服させたのであった。し

かし、これによって海軍の恨みをかい、後日、養田細喜ら右翼理論家と軍部との協力によって美濃部が攻撃される一つの原因ともなった。)

〔補〕

吉野は、下からは普通選挙制が実現せず、上には帷幄上奏の行われる体制（第1図）と明治憲法下における民本主義体制（第2図）との対照を下のような図によって示している。

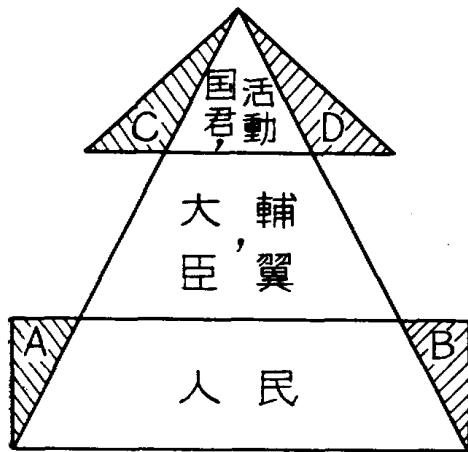
第1図におけるAとBは普通選挙が行われぬ故に参政から除外された人民であり、CとDは国君の活動にしてしかも大臣の輔翼を受けないもの、即ち、帷幄上奏など人民の眼界に全然入らないものである。

c/ 哲人政治と衆愚政治

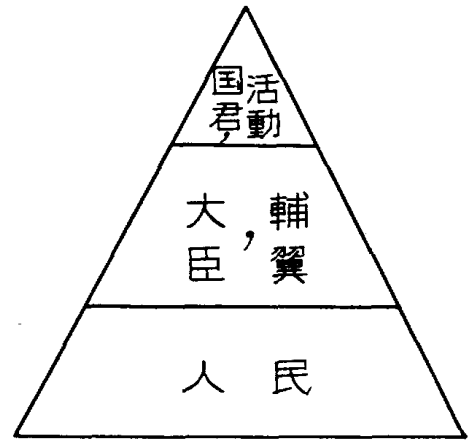
吉野作造の民本主義に対する山川均ら民主主義者のもう一つの批判点は、「哲人政治か衆愚政治か」という問題である。即ち、吉野はデモクラシーを唱えてはいるが、実は民衆を信頼していないのであって、結局、少数の哲人あるいは、賢哲によって導かれなくてはならないと考えているのだ。そういう意味で吉野は民衆の味方ではなくて、むしろ、敵に通じる者だという批判である。その代表的なものは、山川均の「賢哲の思想と衆愚の生活」⁽⁹⁾という文章に見られる。

山川が吉野のいわゆる哲人政治の批判の材料に取上げているのは、吉野が『大学評論』（大正6年、第7、10号）に書いた「民本主義と国体問題」と題する論文である。吉野がこの論文の中で、世論というものは、われわれが自分の独特の政見を持っているように考えているが、実は、新聞を読んだり、大学の講義を聴いたり、いろいろの本を読んだりするうちに知らず知らず訓練されてわれわれの意見が作り出されるものである。そういう意味で世論の内容は原則として賢明な先覚者の意見だといっている……といっている箇所をとらえ、吉野を智識的貴族、学校的貴族、智識的成金の民本主義を代表するものとして次のように攻撃する。「斯ような民本主義は、『形から言えば国民の世論が政治家を支配するのであるが、実質的精神関係から言えば、賢明なる少数者が国民を指導する』の政治である。

『形から観れば政界の主人公は人民のようであるけれども、実際において



第 1 図



第 2 図

は矢張り賢明なる少数者が国家が指導する』の政治であることは言う迄でもない。そして斯のような、『少数者が国家を指導する』政治が、畢竟哲人政治と名づける『変装的専制政治』であるか、若くは哲人政治と名づけざる正装的官僚政治であるかの外に出でないことは、言うまでもない。」と言い、更に、「『人民の、人民によつての、人民の為めの政治』とは、少くとも大体において、日本の民本主義者の多くによつて承認せられて居る標語である。そして、吉野博士に従えば、『人民の、人民によつての、人民の為めの政治』とは、少くとも『実質的精神関係』から観れば、『哲人の、哲人によつての、哲人の為めの政治』と反訳することのできる政治である。」⁽¹⁰⁾となかなかてきびしい。これは、デモクラシーに指導者の統率を必要とするという意見を持する点において、大山郁夫も室伏高信も吉野と同様に哲人政治の思想だと同じ批判の対象にされている。

山川均がこのように哲人政治の思想を批判するのは衆愚に対する彼の絶対的信頼に基いている。「民衆が自から自己の運命を支配しようとする要求が、即ち民本主義であるとしたならば、民本主義は民衆の自信の上に立たなければならぬ。民衆には、自から自己の運命を支配するの聰明と、能力とがあるという、信任の上に立たなければならぬ。世論は或意味に於いて到底愚論であり、世論政治は或意味に於いて到底衆愚政治である。少く

とも少数の哲人から見れば、世論は愚論であって、世論政治は衆愚政治である。真の世論とは少数の哲人の意見を反覆するものではなくて、民衆自身の生活を反映するものだとしたならば、世論は慥かに哲人の意見よりも平凡であるに相違ない。けれども平凡は民衆の実生活ではないか。……民本主義が哲人の『思想』を本とするの政治でなくて、民衆の『生活』を本とする政治であるとしたならば、民本主義は斯ような意味での平凡と衆愚とを、恥としないものでなければならぬ。」⁽¹¹⁾

こうした山川の「賢哲の思想と衆愚の生活」を読んでいると、山川の主張するところは、まさしくデモクラシーの正論であると思わせられる。そして、彼が大衆に戻ることの重要性を説いた「方向転換論」⁽¹²⁾においてさえも、「階級的に目覚めた少数者」(エリート)から大衆への有機的関係の大切さを力説する点、階級的に目覚めた——という限定によって、民主主義の重要性に目覚めた少数者としてのいわゆる「哲人」とは異なるにせよ、「目覚めた少数者」がここに明確に位置づけられていることは確かであるか、そういうことは忘れてしまったかのようなようである。

しかしながら問題は、吉野は果して山川が言うような意味での哲人政治を主張していたのであろうかということである。

吉野がその民本主義論の中で哲人政治を論じている場合に「哲人政治」を否定的に取扱っている場合と肯定的に取扱っている場合との二つの相反した論調が見られる。前者は、大正6年に『大学評論』(“The University Extension”)第1巻第10号に掲載された「民本主義と国体問題」と題する論文、後者は昭和4年、岩波講座『世界思潮』に収録された論文「現代政治思潮」に見られるのであり、前者が山川によって上記のように批判されているのである。

第一の論文「民本主義と国体問題」において吉野は民本主義の政治の敵として哲人政治主義をあげ、それは畢竟、変装的専制政治主義だと言っているものであり、この論文全体を貫いて吉野が主張しようとしていることは、「衆愚の輿論なるものは決して愚論ではない」、多数の世論によらなくて

は正しい政治は行えないということを主張しているのである。この論文をよく読んでみれば、何を訴えようとしてこの論文を、吉野が書いているかの意図も、また、この論文を貫いて流れている主題も明白である。それを山川は全く理解しておらず、読みちがえている。彼の不注意は頭が悪くて読みちがえたのであればわかるが、吉野の用語と論調とを自分のものとして借用しながら、吉野自身の言わんとする所を逆のものとして意図的にゆがめて解し、論難しているのであるならば、それは、彼の賀川豊彦に対する攻撃文「賀川豊彦と社会主義」⁽¹³⁾の場合と同様、相手の論ずる真の目的や内容を正しく理解してその欠陥を指摘するというよりも、敵性イデオロギーと断定する価値判断を先行させることにより、相手の具体的主張を批判者自身が無内容なものに造りかえてしまっただけで攻撃するという、最も観念的な、そして意地の悪い、そして、非生産的な批判の一つの典型だと言えないであろうか？

更に、吉野がこの論文のはじめに「哲人政治主義」を民本主義に対立するものとして明白に指摘しているにもかかわらず、山川が吉野の立場は哲人政治主義だということを立証するために引用している箇所において吉野が、賢明なる先覚者の意見が教育を通してだんだんに民衆に浸透し、やがて世論になると言っていることは事実である。しかし、これは、民本主義は国体と相犯す「大権干犯論」だとする寺内首相をはじめとする当時の日本の指導者層の人々を説得することを意図した説法なのである。吉野は常に相手の思想の質を冷静に洞察し、その思想に浸透することを目ざして、議論を進めているのでありそのためには、相手の論理をさえもつかって、危険視される新しい民本主義を説いているのである。そういう意味で、たとえ理論として矛盾や曖昧さや不徹底さを含んでいても、吉野の主張は、一見、理論として理路整然とした右派民主主義者たるの攻撃文よりも、はるかに、実践的思想としての生命力にみちている。⁽¹⁴⁾

従って、『大学評論』にかかげられた論文、「民本主義と国体問題」は、民本主義と国体問題との関係を建設的に論ずることを意図したものであっ

て、吉野の「哲人政治」の思想を見る材料としては適当とは思えない。むしろ、昭和4年の「現代政治思潮」⁽¹⁵⁾と題する論文（彼の最もまとまった政治論だと言われている）の中に彼の哲人政治主義を積極的、肯定的に論じている箇所があるのでその主張を見ることとしよう。（この論文は、政治学における人間、あるいは、政治学と倫理との関係を論じたものであるが、その点に関してはあとでふれることとし、ここでは哲人政治のみに限定して取扱う。）彼は次のように言う。

「新しい政治組織（デモクラシーの政治組織＝筆者）の下に於ても、規範の創成（或は主観的にこれを価値の発見と謂ってもいい）は常に個人的の仕事である。断じて大衆の能くし得る所ではない。此点に於て私は飽くまでも哲人主義又は天才主義の信者である。斯く言えばとて、在来の英雄崇拜と混同されては困る。英雄を以て凡俗の中より擡出せられ、特殊の天分を恵まれた別種の存在と観るのではない。況んや英雄をしてその大を完うせしむるがために、民衆のうちより多少の犠牲を出すも忍ぶべしとするが如き思想は、私の最も熱心に排斥せんとする所である。私の所謂天才は凡俗の中に生れ、凡俗の魂をその魂として育った者でなければならぬ。大衆の生活から遊離して居るが如きものは、固より始めから問題とならぬ。彼の見識の基底を為すものは徹頭徹尾大衆の痛苦そのものでなくてはならぬ。大衆の利福をどうするかが即ち規範の内容をなすものだからである。ただ大衆には単純な要望の自覚があり、これを満たされ又満たされざるについての明白なる快不快の感がある。只如何にして之を充たし、従って、又如何にして自家の生活を向上すべきかは彼らのよく知る所ではない。之を知るは、特別の修業と特別の準備とが要る。而して比較的によく之を知る者を私は天才と呼ぶのである。」⁽¹⁶⁾

ここに吉野がいう「天才」あるいは、「哲人」とは人民の問題や意志や要求と無関係に己が要求のみをもって上から民衆をひっぱる専制主義的少数者のことではない。吉野は、「凡俗の中に生れ、凡俗の魂をその魂として育った者」、その見識の基底をなすものが徹頭徹尾大衆の苦しみであり、

大衆の利福をどうするかが規範の内容をなす者だと言っている。民主主義政治の実践に必然的に要求される指導者、民衆の中から選ばれ、民衆の問題を民衆の要求に基いて賢明に処理してゆくことの出来る指導者のことである。それは西洋のデモクラシーの伝統（特にイギリス）、あるいは、今日の中華人民共和国において、人民の中から知的、人格的にすぐれたエリートが党员として選ばれ、（中国の場合など、人民の中から優秀な人間を厳選し「苦しみは人に先だって苦しみ、楽しみは人に遅れて楽しむ」といった精神で訓練を受ける）、人民に奉仕する民主主義の担い手たらしめられるという意味での指導者と共通の観念だとも言えよう。

第二に、山川は、吉野の世論政治は変装的専制政治としての哲人政治と原則を異にするものではなくて、そうした哲人政治の一方便、時勢の要求に応じて便宜的にとった一形式にすぎないと言い、それは、『哲人の、哲人による、哲人の為めの政治』だというのが、この点に関して吉野の主張するところを見てみよう。

吉野のいう哲人、即ち、見識をもった指導者とは大衆の自由判断によって選ばれるものなのである。即ち、専制政治とは全く原理を異にした、人民の判断と選択による新しい政治組織、即ち、デモクラシーの政治組織が主張されているのである。それは彼の次の文章にも明らかによみとれるものである。

「我こそ最高の価値を発見したと称するものは事実において唯一人ではない。是れが古い政治組織の場合と大に趣を異にする点である。規範創成の地位を狙うもの一にして足らざる場合、如何にしてその選択を誤らざることを得るや、此間から自ら最良のものが現実の規範として客観的形態を取るに至らしむるのが、即ち新しい政治組織の最も主要なる目的である。而してこの目的に達する所以の一要件として、新しい政治組織に必ず随伴せしめらるるは、大衆の自由判断である。……斯くして窮極に於て真の最高のものを勝たしむる所以であり、其処に新しい政治組織の合理性が認めらるると言えるのである。而して其根柢を探れば、人は無限に発達するも

のであり、その発達を信ずる以上、欺くべからざる多数の結局に於てよしとする所を、最高の価値と許しても差支なかるべしとする考が横わって居る。」⁽¹⁷⁾

第三に、それでは、吉野作造はどのような民衆観をもつていたのであろうか？ 山川は、民衆は自らの実生活の経験より自らの要求を最もよく知るものである。従って、デモクラシーとは民衆による民衆の政治、衆愚による衆愚の政治であり、民衆の実生活の要求以外から来るものではない。平凡と衆愚こそ民主主義の本質だと言う。それと対照する時、吉野は上記のようなデモクラシーの原則の把握と平行して、民衆に対するある不信感、あるいは、ある保留——を常に持っている。「大衆は自らよく大衆の事を知るなどと言うものがあるが、それは一部無政府主義者の迷信でなければ、徒らに民衆に阿ねるを事とするデマゴグの宣伝に過ぎない。」⁽¹⁸⁾

吉野は当時の日本の民衆の民度の低さを冷厳にみつめ、それを覚めた意識で認識しており、情熱的に民衆におもねり、彼らをおだてるような言論は全然弄していない。大正6年に賀川豊彦が歯ブラシの自治工場を大阪で計画したことがあるが、職工に衛生観念なく、技術も覚えず、その上、職工の中に原料を盗み出すもの、給料日のあと数日間は酒に酔いつぶれて欠勤する者などがあり、職工の訓練が思うようにゆかないことも一つの大きな原因となって工場がつぶれてしまったことがある。これは賀川に工場労働者の実態を学ばせる尊い経験だったと言われ、それが、彼をして自治工場をはじめる前に、先ず労働者の教育の必要を痛感させたという事実を考えてみる時、吉野のこうした、ある保留をもった労働者観は、当時の日本の労働者の実態と合せ考える時、むしろ現実的認識だったと言えると思う。

しかも、他面、彼は民衆を信じ、民衆と共に進まなくてはならないと言う。この矛盾は彼の中ではどのように解決されていたのであろうか？ それは、彼が、民衆は（即ち、すべての人間は）機会さえ与えれば無限に成長するものであることを信じ、教育を信じていたからである。即ち、現在信頼出来ないところを現実を持っている民衆もだんだんに成長してゆくと

いう約束によってダイナミックに把握され、その約束において彼は民衆を深く信じたのである。『問題と解決』『主張と閑談』第5に収録された「板挿みになって居るデモクラシーの為に」と題する文中に次のような民衆観が述べられている。

「……凡そ人は適當なる機会さえ与えらるれば何人でも無限にその靈能を發展して熄まざるものであるからである。要するに私達は『人』は単に『人』なるが故に無限に發達するものだと思つて居る。斯く信ずるから、私達は民衆と共に一緒に向上發展せんと欲するのだ。夫の民衆文化の提唱の如きも畢竟その基調を此信念の上に置くものだろうと考える。……。

さればとて現に在るが儘の民衆を神聖視する考も誤りだと思ふ。理想の實現に熱中するの極、『教育』という過程をとび越す人の躰からざるは歎ずべきことだ。私達は民衆を信ずる。信ずるは其無限の發達と完成にまでの不斷の向上とを信ずるのである。」⁽¹⁹⁾

こうした彼の主張を読む時、彼の言う「哲人」とは、実は、山川の言うように、「衆愚」とは異質の、專制的意欲と少数の支配者の利益を代表する、上から来た「貴族」ではないことが明らかである。それはむしろ「衆愚」自身に潜在するものである。成長の機会を奪われて来たために「衆愚」である民衆が、智的にも、經驗的にも成長し、自らの要求とそれを現実化する方策とを十分に認識し、それを政治的に実践しうる実力を備えたものとなった、「衆愚自身の未来像」なのである。「凡俗の中に生れ、凡俗の魂をその魂として育」ち、その「見識の基底を為すものは、徹頭徹尾大衆の痛苦そのもの」であり、「大衆の利福をどうするかが即ち規範の内容をなす」哲人は衆愚のふところから生み出されてゆく指導者、自らの問題を処理する力をもった民衆自身の別名ではないであろうか。

そして、民本主義とは、政治の在り方であると共に、「衆愚」をして「よりよき己れ」を発見することを学ばしめ、自ら「よりよき己れ」となって自ら治める人間にと成長せしめる「教育」活動だとも吉野は考えていたのである。

従って、彼は労働者の内面的自覚の大切さを力説し、内面的自覚に根ざさない外面的伸張は畢竟砂上の楼閣にすぎないと言うのであり、自覚した労働者こそ新しい文化創造の重要な一要素だと言う。そして、インテリも民衆から離れると偏ったブルジョア文化の中にとり残される。「民衆から離れてはいけない。民衆と共にゆこう」⁽²⁰⁾と強調するのである。

「吾々が労働に同情と好意とを表し、その成功を祈るのは、唯だ虐げられて居る労働者の境遇を不愍に思うからでない。若し夫れ丈けなら労働運動は畢竟慈善事業に外ならない。吾々はそれ以上の事を労働運動に期待して居る。即ち、労働者階級に向上発展の自由なる機会を提供して、以て新文化創造の一要素たらしめんと希望するのである。」⁽²¹⁾このようにして彼は労働階級に、文化創造の積極的原動力としての期待を積極的によせているのである。

III 吉野作造の人間観

— “あとがき” として —

以上のような吉野のデモクラシー観は、そのままに、彼の人間観、ないしは、歴史観を明らかに示すものである。そして、こうした人間観、歴史観の基盤をなすものは、吉野のキリスト教信仰であった。彼は一方、セキュラーな外の世界にむかっては、キリスト教をデモクラシーという、人間の在り方を示す思想、および、人間の社会関係を組織する理論として表現し、思想、ないし、社会理論の中にキリスト教にもとづいた彼の人間観を受肉させて訴えた。他方、キリスト教会に対しては、キリスト教とデモクラシーとの関係を明らかに示し、霊の救いを強調しながら、パンの問題をも霊性の問題だけで解決つけようとすることの誤りを指摘し、社会制度の変革の重要さにキリスト教の目をさまさせようと努めるのである。セキュラーな外の世界（非キリスト教的一般社会）に対する彼のよびかけは主として雑誌『中央公論』によって行われ、キリスト教界内に対するよびかけは主として海老名弾正の主宰する雑誌『新人』によって（YMCAの『開拓

者』にも数篇) 行ったのであった。

先ず、吉野は、デモクラシーとキリスト教との関係を『新人』の中で次のように説いている。

「デモクラシーの依って立つ処の理論的根拠は何かと言え、人格主義である。従って、デモクラシーを徹底的に実現せしめんが為には、人格主義の理論に密接なる根底を置かなければならぬ。然しながら理論の徹底は直に実現の活動力とはならぬ。デモクラシーが徹底的に社会の各方面に実現するが為めには、人格主義が人類の間に生きた信念として働いて居ることを必要とする。理論は元よりかかる信念の活動力を助けるには相違ない。然し活動力の本源は何処までも之を宗教的信仰に求めねばならない。而して人格主義が其信仰の内容として一層著しく活躍して居るものは吾が基督教ではないか。吾々は総ての人類を神の子として総ての人類に一個の神聖を認め、固く基督に結んで居る。之れ程確実な人格主義の信念がまたと世にあらうか。故に基督教の信仰は夫れ自身、社会の各方面に現われて直にデモクラシーとならざるを得ない訳である。」⁽²²⁾ (傍点=引用者)。

このようにして、吉野は、キリスト教精神こそデモクラシーの基盤であり、益々デモクラティックであろうとするならば、益々キリスト教精神の拡張に努力しなければならないというのであり、キリスト教精神を伴わないデモクラシーはいわば砂上の楼閣だとさえ言い切っている。ここには彼のデモクラシーをささえるキリスト教に基いた人格主義的人間観が明らかに見られるのである。

そして、ここでは、「基督教は、凡ての人を神の子とする信念にかたく立ち、乞食であろうが、奴隷であろうが、苟くも人間である以上、其間に本質的区別を置かぬ」⁽²³⁾ 立場が明確にその基盤とされているのである。

それでは、吉野のキリスト教人間観の把握にはどのような特色が見られるものであろうか？

第一に、吉野において見られるキリスト教人間観は、人間の罪の指摘よりも、機会さえ与えれば人間は無限に成長するという肯定面の方が強調さ

れた楽観的人間観である。彼は人間の問題に対して絶望的悲観論を唱える立場に対立するもの、即ち、人間の問題に希望の光を与えるものこそ、キリスト教的人道主義だと言う。彼は、凡そ人は適當なる機会さえ与えられれば何人でも無限にその靈能を發展して熄まないものだと言ひ、「要するに私達は『人』は単に『人』なるが故に無限に發達するものだと思つて居る。」(24) と言うのである。

吉野の人間に対する深い信頼は、彼の民本主義の基調をなすだけではなく、日常生活においても一貫してそうであった。彼は人の善意を信じ、裏切られても裏切られても信じたと言われる。そして日本の学生、中国の学生等、多くの人々の世話をした。就職の世話から経済的な問題までこまやかな心をくわいて後進を助けたということは、多くの人々が先生の思い出として書いているところである。また、人の世話を人に頼むことも何の躊躇もなくしたと言われる。これらのこともすべて彼の人間への信頼に基いていたことであろう。

第二に、彼は人間に対する信頼の故に、人間と人間との和合、調和をも堅く信じた。人類社会は人間の努力によって、人間関係を引き離す条件(精神的、および物質的)が除去されさえすれば、同胞としての相愛し、相助けあう平和的な社会が必ず実現すると確信した。そういう意味で、彼は人間社会の向上發展を信じ、進歩を信じ、だんだんに良くなってゆくという明るい展望、歴史は人類解放の過程だという、希望的、楽観的歴史観を持っていた。

「自分としては基督教によってすべての人を同胞同類と見るの氣分に深く泌み込まれて居ることを満足に思うものである。自分は世上多くの問題について慷慨もすれば悲憤もする。けれども結局に於て自分は人類社会の前途に光明を望み、従つてまた常に歡喜の情に溢るるものである。而して斯くの如き自分は未だ曾て悔いない。自分はいろいろの人からいろりの説を聞いて常に考えさせられるのは細目の異見は如何様にも調節の道はあるが、どうしても和合することの出来ない終局の差異は、人類を相愛し、

相援くるものと観るか、又は、相離れ、相闘うものと観るかの点である。相離れ、相闘うものと観ずれば、合う筈のものまでが相闘うようになり、相和し、相援くるものと観る信念で押し通せば、離るべかりしものまでが和合して来るように思われるので、自分は常に自分の立場の謬らざることを信じて疑わない。何故に斯く信ずるか。そは議論からも確かめうるが、自分にとってはや議論ではない。動かすべからざる一個の確信だ。而して此確信は何によって造られたかと省れば、即ち宗教的信念である。宗教的信念は少くとも自分にとって生活の方法を明白に示して呉れた根本のものである。」⁽²⁵⁾

ここには、人類の歴史を闘争史と見ることを拒否し、人間の善性を信じ、その成長を信じる立場から、人類は相愛し、相援くるものとする調和的、進歩的史観が貫いている。

それは別の表現をとれば、古いものから新しいもの、古い己れから新しい己れへ、と常に革新されてゆく変革的歴史観でもある。しかし、それは他の原理なり、価値なりによる否定を媒介としての革新ではなくて、自らの中に内包された可能性が新しい己れとして、古い己れを克服して出て来るという *evolutional* な革新である。それは、「真実の自我は古き己れを制し、之をそのより良き姿に一致せしむる所に開展するもの」⁽²⁶⁾とも表現されるのである。こうした所信は、彼の政治学に関する代表的論文「現代政治思潮」の中に次のように表現されている。「第一に我々は人類の絶えず進歩向上する動物なることを前提する。進歩向上とは何か。形式的に言えば、古いものから新しいものに移ることである。之を古いものを全然破壊して、其上に根本的に違った新しいものを建設するのだと観てもよいし、又は所謂古いものの中に之を破って新境地を開拓する要素が自ら含まれ以て弁証法的に発展するのだと観てもいい。」⁽²⁷⁾

そして、この古いもの、即ち、自然的存在としての自己は、新しいもの、即ち、靈的な存在としての自己、言いかえれば、理想的自我、真の自己に還ることであり、それは人間にとっての自由の恢復である。それは低い自

我より高い自我へと自発的に革新され、高められるところの自律的進化だと彼は見るのである。

以上のような人間の善性と歴史の向上・進歩を期待する信念と希望とが大正デモクラシーの底を流れていたと言えるのではないかと思う。そしてこうした考えは、国際的背景より見れば、第一次世界大戦後のヨーロッパではデモクラシーの明るい気運のもり上りがあったのであり、また、他方、アメリカなどに盛んで、日本にも影響力の大きかったラウシエンブッシュ(Walter Rauschenbush)らの唱えるキリスト教社会主義(Social Gospel)があったが、特に後者は、地上に神の国を建設しようとする自由主義神学を基盤とした楽観的歴史観、社会観を特色としていたのであり、海老名弾正も深い関心をもってラウシエンブッシュの思想などを紹介していたことを考えると、その影響も吉野にあったことは十分に考えられることである。

第三に、吉野の上記のような史観の基底には、精神と物質との両世界を貫いて人間の救い(解放)を追求しようとする問題意識があるのであり、そのための方法論の一つの試みとして、「政治学における人間」あるいは、「人間の学としての政治学」の確立を追求しているのである。先ず、一方、当時の一般社会においては無産階級の解放運動を唯物主義に基いた闘争史観(階級闘争)においてのみ追求する立場がドミナントであり、他方、キリスト教界にあっては、「人はパンのみにて生きるものにあらず」を精神主義的に受け取り、物質の世界における矛盾の認識やその解決に対する関心が欠如していた。こうした当時の日本の現実に対して、物質か精神かいずれかのみによって人間を観るのではなく、霊肉両領域を貫いて全体としての人間存在の問題を問おうとする立場が吉野の思想には強固に保持されていた。

吉野は当然、キリスト教学生たちに対して行った「社会問題と基督教」(28)と題する講演の中で次のようなことを言っている。聖書に「人はパンのみにて生きるものにあらず」という言葉がある。この意味はパンの問題

を全然考えなくともよいという事ではない。「靈性さえしっかりしておれば、パンの問題は解決出来る。なぜなら正直に稼ぎさえすれば立派に飯が食えるからだ」とかつて言われた。しかし、この態度は貧乏の原因が個人的であった往古においてのみ正しいのであって、時代が変ればこれではいけない。パンの問題を、靈性の問題だけで解決つけようとするのではなく、客観的に社会制度の問題として考える必要がある。キリスト者の犯した誤りは、パンのことを問題にすることをキリスト教の尊厳を冒瀆するものでもあるかのように考えたことだ。教会から敵視された社会問題の研究者や活動家は、逆にキリスト教会を敵視するようになり、無神論、唯物論の色彩を濃くしてゆくこととなったのだと言い、社会問題の解決にキリスト者がもっと積極的に取り組むべき使命があると説いている。靈の救いのみを強調して観念的信仰となり、しかも個人主義的倫理で満足しているキリスト教に対して、彼は、差当っては、「心」よりも「組織」に問題があることを認識せよというのである。

「一片の信仰あれば社会組織の改革の如きどうでもいいと言うのは、一片の信仰を以て太平洋をとび渡ることが出来るというと同じで、此れ全く科学の冒瀆だ。神の法則の無視だ。我々は信仰に依て、事の成就の可能なるを信じつつ、先ず外形的組織の改造の急務なることを認めなければならぬ」⁽²⁹⁾と力説している。

こうした観点は、さきにもふれたように、明治末から大正期を通して昭和の初期まで、日本のキリスト教社会主義者たちに大きな影響を与えたアメリカのキリスト教社会主義者ラウシエンブッシュ (Walter Rauschenbush) の⁽³⁰⁾ “Christianity and Social Crisis”などと共通の問題意識であるが、吉野のこのような考え方は、既に彼が明治37年に『法学協会雑誌』に発表した「ヘーゲルの法律哲学の基礎」と題する論文の中に見られるものである。「ヘーゲルの本体観を一言にして尽さんとせば『物心二界に貫通する統一的心霊』なりと書いて可なり。物心二界に現われたる上に於ての一元なり、二者の一を仮想とすることによりて、又、或は、二者を超越せる中

性的実在を立することによりて、一元なりというに非るなり。是れ最も重要なる点なりとす。」⁽³¹⁾

吉野は、こうした観点をも媒介としつつ、キリスト教の、「歴史を超えた真理による歴史内在的救いを、霊肉全体としての人間、および、歴史の **renewal** の課題として歴史の現実、即ち、政治過程において、追求したのである。

他方、吉野は彼のキリスト教人間観、ないし、理想主義的人間観を社会科学の中に位置づける方法を追求する。「政治学における人間」あるいは、「人間の学としての政治学」の確立を指向する試みの中にその問題意識が興味深く見出せるのである。吉野は従来の政治学が富国強兵を国家の理想とし、強制組織そのものに絶対的価値を認めたことを批判し、政治学の根底にキリスト教の人格主義に基いた理想主義的倫理学を置こうとする。

「政治学の革新」⁽³²⁾（大正9年1月号の『中央公論』）がその問題意識を如実に伝える。第一次世界大戦以前の政治学に在っては強制組織としての国家そのものが絶対の価値であった。それは、従来の国家生活、殊に、その国際的方面の現実が、弱肉強食の無政府状態で、道義的支配がなかったが故に、各国家は自立自存のため富国強兵を差当りの理想としなければならなかったからである。従って、デモクラシーの精神が起って、専制的政治方針に反抗するようになっても、国家の強制権を強めるためにデモクラシーを推奨するくらいのことしかしなかった。

しかし、富国強兵は最早国家生活の唯一の理想ではない。また、強制組織そのものを絶対的価値と考える時代も過ぎた。今後の政治学は初めて強制組織の当然の価値を認め、人類の文化的進歩向上を計る為の一つの科学として成立することが可能となった。今後の政治学は国家の強制組織の監視人とならなければならない。その結果、政治学は倫理学と提携しなければならない。人文の進歩の為に国家は何を為すべきか、国家の強制組織は如何に構成され、また、運用されるべきかを論ずるものとして、政治学はある意味において国家の倫理学だと吉野は言う。そして、強制組織そのも

のは、もはや、絶対の価値ではないのであって、絶対の価値は個人の生活においても国家生活においても共に最高の善でなければならない。国家をして最高善を実現させることがわれわれのねがいであるが、国家が実現しなはくてならない善とは何か、この問題に答えようとする時、今日の政治学が倫理学と根拠を同じくするものであることが明らかとなる、と吉野は言うのである。

吉野はその論文『現代政治思潮』の中で国家という強制組織の客観的規範を国家構成員である人間(人民)の外(そと)にある他律的な規範ではなくて、むしろ、内にある自律的な規範だと言い、他律的規範であれば人間を外から強制するものとなるが、古い己れに代る新しい己れ、真の自己に還ることであれば、それは、その規範に従うことが自由を恢復することとなる。低い自我が高い自我へとひき上げられ、古い自己に代って新しい自己に革新されるための客観的規範であるならば、それは「自律的進化」を意味すると言うのであって、彼のキリスト教人間観、ないし、理想主義的人間観に基いた理想主義的政治学を確立しようと求めていたことが明らかにかがえるのである。その点、河上肇が、「科学的真理」と「宗教的真理」との関係に苦しみ、無我愛を追求して伊藤証信の「無我苑」などにもとびこんだ後、結局は、両者の相互独立的二元論に終わったことや、賀川豊彦が、「パンがどれだけ精神を規定するか?」「精神生活はどれだけパン生活を超越して存在し得るか?」を新川の貧民窟でも、労働運動の中でも問いつづけ、「経済的価値」と「宗教的価値」との関係を追いつつ、「主観経済の原理」といった彼特有の独創的で主観的な統一を一つの到達点として書いていることなどと比較する時、吉野は政治学者としての冷静な科学的方法の中に、キリスト教人間観をその生のままの姿においてではなく、むしろ、霊肉全体としての実存的かつ人格主義的人間をして政治学(社会科学)の中に位置を占めさせようとする approach で人間の学としての政治学の確立を追求していることが興味深く思えるのである。

日本プロテスタント史においては、福音と文化、言いかえれば、キリス

ト教人間観と社会科学との間に積極的な関係をうちたてようとする貴重な試みの一つが、吉野の民本主義の思想と実践との中に見出せるのではないかと思う。

以上、吉野は、政治の領域においては、元老、あるいは、藩閥などの明治憲法行使における専制的要素を排除し、明治憲法の実質を極力近代化し、デモクラシーの政治的現実を日本にうちたてようとした。その場合彼が強調したことは、専制的諸要素を制度の側面からいわば組織論的に改革しようとしただけでなく、デモクラシーの主体の確立を追求し、政治的行為一切をつらぬく原理の革新を求めたのであった。それ故に、吉野の民本主義はいわゆる政治活動たるにとどまらず、何よりも日本における人間革命の要求だったのである。 (本学教授)

註

1. 内ヶ崎作三郎「吉野作造君と私」『故吉野博士を語る』(赤松克麿編) p.103。
2. 『古川余影』 p. 31。
3. 「民本主義」という語について吉野作造は次のように書いている。「茲について一寸ことわって置きたいのは、民本主義という言葉は、私の作ったものではないことである。民主主義と卒直に言っは、その筋の忌諱に触れる恐がある。之を避けて斯んな曖昧な文字を使ったのかと非難されたことも稀ではないが、そんな非難は敢て気に掛けるにも当らぬとして、事実、私の作ったものでないことだけは、一言これを明白にして置きたい。私がこの文字を使ったのは、当時、すでにこれが多くの人から使われて居ったからなのだ。最も多くこの文字を使っておられたのは、茅原華山であったと記憶する。歐洲留学から帰りたての私は、突如こうした用例に接し、成るほど便利だと思っは、一寸踏襲して見たまでの話、実はあまり適切な表現とは信じて居なかつた。故にその後の論文には、必しもこの例に拘泥せず、率直に民主主義と書いたことも度々ある。民本主義なる文字の創唱に関しては、曾て茅原華山君が自分で俺が作ったのだと名乗られたことを記憶して居るが、同じようなことを上杉慎吉君の書かれたものの中に見たこともある。」(「民本主義鼓吹時代の回顧」)。
4. 上杉慎吉「憲政の根本義(議院中心の憲政論を排す)」『中央公論』大正5年3月号。

5. 山川均「吉野博士、及、北教授の民本主義を難ず（デモクラシーの煩悶）」『新日本』大正7年4月号、後、著書『社会主義の立場から——デモクラシーの煩悶』（大正8年6月）として出版。
6. 『中央公論』大正5年4月号。『吉野作造博士民主主義論集』第一巻「民主主義論」に収録。
7. 明治21年6月、枢密院における憲法制定会議第三審議会において、山田顕義から次のような意見が出された。「此ノ憲法ノ条規・以下ノ文字ヲ削除セン事ヲ望ム、何トナレバ、此文字ヲ置ク時ハ天皇ノ統治権ハ至尊固有ノ権ニアラス、憲法ノ設置ニ依テ始メテ生ジタルガ如キ感覺ヲ起スノ嫌アリ」。これに対して、議長だった伊藤博文は、「憲法政治ト云ヘバ、即チ、君主制限ノ意義ナルコト明ナリ」と主張して譲らなかった。
8. 「自由民権時代の主権論」大正15年9月『新旧時代』、吉野作造博士『民主主義論集』第8巻「明治文化研究」収録 p.p. 313—320。

吉野はここで、外骨翁から借りた「名家演説集誌」の第十一、十二号（明治15年1月発行）に「君主ニ特赦権ヲ与フルノ可否」と題する嚶鳴社討論会筆記（賛否両論）を紹介しているのであるが、特に、君主に特赦権を与えることに対する反対論者の主張は次のようなものであった。

- 「1. 法律が不完全だというなら、他に改良の道がある。裁判の錯誤あるというなら、控訴上告の段階を多くすればいい。これ等の弊害は君主の特赦権に依りて始めて補充救正せらるべき欠点ではない。
2. 法律が不完全で裁判に錯誤多しとするも、そは君主の特赦権に依りて必ず救正せらるると断言するわけには往くまい。
3. 君主に特赦権を認むるの結果は、必ずやその濫用を促すことになる。如何に不完全でも、衆智を集めて出来た法律や裁判の方は一人の私意よりも遙かに優るものである。」

そして、吉野は、こういう問題を平気で討議している当時の民権自由論を面白いと言ひ、今日の自分たちは、憲法講義によって、一切の権力の源泉は君主に在り、君主が憲法を以て我々に与え給うに依りて始めて臣民の権利が生ずると教わっていることに、対照する時、賛否のちがいをこえて彼らは、「誰が一体君主に特赦権を与えるのか」ということについては何ら疑をはさんでおらず、君主に特赦権を与うべきや否やは始めから人民の権内にあるものと考え、ただ、これを与えることが利益になるかどうかを問題にして討議していることは興味深いと言っている。このような資料は他にも沢山あるのであり、こうした当時の民権論者たちがどのようなことを考えていたかを研究する必要がある。また、こうしたことをよく知っていないと、伊藤博文の一派が一体どのような精神で憲法を作り、どのような精神で憲法を運用しようとしていたかを適当に理解することは出来ない。当時のこうした民権論

を憂えて、政府は帝国大学などを利用してドイツ流の主権論を大いに奨励したという話もあるなどと吉野は言っている。ここには一貫して民権論者の主権論への同情、ないし、共感が底を流れていることが明らかに受けとれる興味ある文章である。

9. 「賢哲の思想と衆愚の生活」、山川均「社会主義の立場から——デモクラシーの煩悶」(大正8年)に収録。

10. 同書 p.p.363—364。

11. 同書 p.p.366—368。

12. 山川均の「方向転換論」は彼の論文「無産階級運動の方向転換(『無産階級の政治運動』大正11年に収録)によって主張されたものであり、これは後、福本イズムによって、即ち、福本和夫の雑誌『マルクス主義』における『方向転換』はいかなる諸過程をとるか、我々はいまそのいかなる過程を過程しつつあるか」(大正11年10月)、その他の論文によってきびしく批判された。

13. 山川均「賀川豊彦と社会主義」大正11年1月木曜会パンフレット。尚、山川の批評に関しては、拙論「賀川豊彦論」『思想の科学』1960年2月号参照。

14. 『故吉野博士を語る』(赤松克麿編、昭和9年)収録の白柳孝湖の文章は、山川均ら彼を批判した社会主義者との関係について記したものとして興味深いので引用しよう。

「先生のデモクラシーに関する論議が桂、大浦以来の峻刻なる思想警察によって、完全に尅殺されて来た社会的思辯の為に、一方の血路を開くと、旧平民社系、社会主義者の中から山川均、高島素之あたりが先ず起って、先生の文章に鋭い批評のメスを加え始めた。しかし山川氏にしても、高島氏にしても、初めから堂々と本名を署して、先生の説に批評を加えることが出来たわけではない。現に山川氏の如き、初めは『無名氏』という覆面の下にかくれて、纔にその論文を新聞、雑誌に発表し得る程度であった。だから、先生の理論は、山川、高島等の論難に遭って殆ど完膚なきまでに撃破せられたことに間違いはなく、現に僕の如きも、山川、高島等の尻馬にのって、その筆陣に喝菜を送った弥次の一人であったことを白自するが、さてこれを今日から回顧して、公平に批評すると、先生のデモクラシーは、旧平民社一派の社会的思辯を再び世に出す為に、頭を打たれては一步退き、一步退いては、又、頭を出した剣術の先生のようなものであった。」(p.p. 248—249)

15. 『現代政治思潮』岩波講座『世界思潮』(昭和4年10月5日)に収録。『民主主義論集』第二巻にも収録。

16. 『民主主義論集』第二巻 p.p. 55—56。

17. 同上 p.p. 56—57。

18. 同上 p.56。

19. 「板挿みになって居るデモクラシーの為に」『問題と解決』「主張と閑談」

- 第5. p.p.331・332。
20. 「板挿みになって居るデモクラシーの為に」『問題と解決』「主張と閑談」第5. p.p.330—331。
21. 「信仰を通して」,『新人』大正10年12月。
22. 「デモクラシーと基督教」『新人』大正8年3月。
23. 「社会運動と基督教的信念」『新人』第23巻第9号, 大正11年9月1日。
24. 「板挿みになって居るデモクラシーの為に」『問題と解決』「主張と閑談」第5(大正15年), p.331。
25. 『古川余影』 p.p.34—36。
26. 「現代政治思潮」『民主主義論集』第2巻, p.32。
- 歴史の *renewal* についての吉野の考え方は, そのアナーキズムについての論文にも積極的な観点が見られる。
- 「東洋に於けるアナーキズム—莊子を読む—」『公人の常識』「主張と閑談」第4輯収録, p.p.275—311。)によると, 彼はアナーキズムに二つの種類があると言い, 一は破壊の為の破壊, 即ち, 消極的アナーキズムであり, 二は新しいものを建設するための破壊, 即ち, 積極的アナーキズムだと言い, 普遍的, 絶対的真理に基いてその実現のための破壊としてのアナーキズムは積極的な意味を持つ思想だと強調している。そういう意味で孔子の仁義のような礼(外的規範)を斥け, 誠精の至道を体得せよと言い, 普遍的, 絶対的原理(道)の体得によって正しく行動することを追求した莊子のアナーキズムを積極的アナーキズムとして評価しようとしている。
27. 「現代政治思潮」民主主義p.31。
28. 「社会問題と基督教」『開拓者』大正9年7月。
第30回日本 YMCA 学生夏季学校における講演。
29. 「社会運動と基督教」『新人』大正11年5月。
30. Walter Rauschenbush (1861—1918) は “Socialism and Reform” (1894) の著者 Richard T. Ely (1854—1943) らと共にアメリカのキリスト教社会主義 (Social Gospel) を代表する人たちであり, ラウシエンブッシュの著書 “Christianity and the Social Crisis” (1907) はアメリカのみならず世界各国でも広く読まれ, 大きな影響を与えた書物であり, 日本でも大きな関心をもって読まれ, キリスト教社会主義者への影響は大であった。
31. 「ヘーゲルの法律哲学の基礎」(明治37年3月法理学演習報告)『法学協会雑誌』第22巻第9号。
32. 「政治学の革新」(『中天公論』大正9年1月号)『民主主義論集』第2巻に収録。p.p.327—332。

〔この小稿を書く上に, 明治憲法に関して国際基督教大学の鵜飼信成総長に御教示をいただいた。また, 資料に関しては, 東大の岡義武教授, 福田歎一教授, 明治文庫の西田長寿氏らにお世話になった。更に, 雑誌『新人』は本郷教会員の渡部重徳氏が大切に所蔵しておられたものを国際基督教大学におゆずり下さった。これらの方々の御好意に心からの感謝を申し上げたいと思う。〕

【補】

『新人』に掲載された吉野作造の論文 大正元年～13年

| 巻号 | 年月日(発行) | 題名 |
|-------|-------------|--------------------|
| 13巻8号 | 大正元年8月1日 | 伯林より巴里へ |
| 14巻4号 | // 2 4 1 | 仏国宗教界の近状 |
| // 12 | // // 12 1 | 排日問題と仏教徒 |
| 15巻1号 | // 3 1 1 | サンヂカリズム |
| // 2 | // // 2 1 | サンヂカリズム |
| // 4 | // // 4 1 | レヴジオーニズム |
| // 5 | // // 5 1 | 政治に対する宗教の使命 |
| // 6 | // // 6 1 | 蘇峯著「時務一務言」を読む |
| // 7 | // // 7 1 | 蘇峯著「時務一家言」を読む |
| // 8 | // // 8 1 | 蘇峯著「時務一家言」を評す |
| // 9 | // // 9 1 | 欧洲政局の急転 |
| // 10 | // // 10 1 | 蘇峯著「時務一家言」を読む |
| // 11 | // // 11 1 | 支那の政治的将来 |
| // // | // // // // | 欧洲戦局の予想 |
| // 12 | // // 12 1 | 国際競争場裡に於ける最後の勝利 |
| 16巻1号 | // 4 1 1 | 現下の政局と憲政の将来 |
| // 2 | // // 2 1 | 青島税関問題 |
| // 3 | // // 3 1 | 議員選挙の道徳的意義 |
| // 4 | // // 4 1 | 戦後に於ける欧洲の新形勢 |
| // 5 | // // 5 1 | 戦後欧洲に於ける社会的趨勢 |
| // 6 | // // 6 1 | 戦後欧洲の形勢と日本の態度 |
| // 7 | // // 7 1 | 近代政治と基督教 |
| // 8 | // // 8 1 | 欧洲戦局の将来 |
| // 9 | // // 9 1 | 近代政変の批判 |
| // 10 | // // 10 1 | 支那帝政問題の批判 |
| // 11 | // // 11 1 | 御大典に際して国民の精神的自覚を促す |
| // // | // // // // | 日記の中より |
| // 12 | // // 12 1 | 独逸強盛の原因を論じて識者に訴ふ |
| 17巻2号 | // 5 2 1 | 英国新法案及其戦局に及ぼす影響 |
| // 3 | // // 3 1 | 欧洲戦局の近状 |
| // 4 | // // 4 1 | 羅馬法皇論 |
| // 5 | // // 5 1 | 羅馬法皇論 |
| // 6 | // // 6 1 | 羅馬法皇論 |
| // 7 | // // 7 1 | 羅馬法皇論 |

| 巻 号 | 年 月 日(発行) | 名 | 巻 |
|-----------------|-------------|---------------------------|---|
| 17巻7号 | 大正5年7月1日 | 支那の時局と日本の態度 | |
| // 8 | // // 8 1 | 羅馬法皇論 | |
| // // | // // // // | 日露協約の批判 | |
| // 10 | // // 10 1 | 戦前に於ける欧洲の形勢 | |
| // 11 | // // 11 1 | 戦前に於ける欧洲の形勢 | |
| // 12 | // // 12 1 | 戦乱前に於ける欧洲の形勢 | |
| 18巻1号 | // 6 1 1 | 戦前に於ける欧洲の形勢 | |
| // 2 | // // 2 1 | 戦前に於ける欧洲の形勢 | |
| // 3 | // // 3 1 | 欧洲戦争の現状及戦後の形勢を論じて日本の覚悟に及ぶ | |
| // 4 | // // 4 1 | 戦乱前に於ける欧洲の形勢 | |
| // 5 | // // 5 1 | 露西亜革命運動の真相及其将来 | |
| // 6 | // // 6 1 | 日支親善と関税引上問題 | |
| // 7 | // // 7 1 | 精神的自給自足主義を排す | |
| // 8 | // // 8 1 | 独逸政変に対する観察 | |
| // 10 | // // 10 1 | 戦前に於ける欧洲の形勢 | |
| // 11 | // // 11 1 | 戦前に於ける欧洲の形勢 | |
| // 12 | // // 12 1 | 徴兵制度の内面的整理 | |
| 19巻1号 (210号) | // 7 1 1 | 米露両国より発し来る平和の曙光 | |
| // // | // // // // | 内外近時評論 | |
| // 2 | // // 2 1 | 平和の風潮を促進しつつある三大原則 | |
| // // | // // // // | 内外近時評論 | |
| // 3 | // // 3 1 | 政界の現状を論じて憲政の根本義に及ぶ | |
| // // | // // // // | 書齋より世界を見て | |
| // 4 (213号) | // // 4 1 | 出兵論と現代青年の世界的傾向 | |
| // // | // // // // | 書齋より世界を見て | |
| // 4 (214号) | // // 5 1 | 世界的共同目的に対する日本の態度 | |
| // // | // // // // | 書齋より世界を見て | |
| // 6 | // // 6 1 | 支那留学生拘禁事件 | |
| // // | // // // // | 書齋漫録 | |
| // 7 | // // 7 1 | 如何にして国体の万全を期すべき | |
| // 8 | // // 8 1 | 芬蘭国体問題 | |
| // 9 | // // 9 1 | 国家的覚醒より世界的覚醒へ | |
| // 10 | // // 10 1 | 恒久平和の実現と基督教の使命 | |
| // // | // // // // | 書齋より世界を見て | |
| // 11 | // // 11 1 | 書齋より世界を見て | |
| // 12 | // // 12 1 | 戦勝の道徳的意義 | |

| 巻 号 | 年 月 日(発行) | 巻 名 |
|--------|-------------|---------------------|
| 20巻 1号 | 大正8年1月1日 | 大正八年を迎ふ |
| // 2 | // // 2 1 | 海老名先生を送る |
| // 3 | // // 3 1 | デモクラシーと基督教 |
| // 4 | // // 4 1 | 政治上のデモクラシー |
| // 5 | // // 5 1 | 外交政策の世界的基礎 |
| // 6 | // // 6 1 | 支那の学生暴動事件に就て |
| // 7 | // // 7 1 | 戦争の基督教に及ぼせる影響 |
| // 8 | // // 8 1 | 労働運動に対する吾人の態度 |
| // 9 | // // 9 1 | 国家と教会 |
| // 10 | // // 10 1 | 再び労働問題に就いて |
| // 11 | // // 11 1 | 私共の立場から |
| // 12 | // // 12 1 | 現代青年の前に横はる信仰問題 |
| 21巻 1号 | // 9 1 1 | 大正九年を迎ふ |
| // 2 | // // 2 1 | 朝鮮青年会問題 |
| // 3 | // // 3 1 | 朝鮮青年会問題 (二) |
| // 4 | // // 4 1 | 朝鮮統治策に関し丸山君に答ふ |
| // 5 | // // 5 1 | 海老名先生を送る |
| // 6 | // // 6 1 | 国際問題に関する質疑に答ふ |
| // 7 | // // 7 1 | 我国の病根 …附前々号の社説に就て |
| // 8 | // // 8 1 | 個人的創意の抑圧 |
| // 9 | // // 9 1 | 日米関係に関する考察 |
| // // | // // // // | 青年思想の最近の傾向 |
| // 10 | // // 10 1 | 日曜学校万国大会を機として |
| // 11 | // // 11 1 | 道徳的改善と民族的傾見 |
| // 12 | // // 12 1 | 現代社会に対する教会の使命 |
| 22巻 1号 | // 10 1 1 | 大正十年の諸問題 一教会覚醒の必要一 |
| // 2 | // // 2 1 | 西洋の基督教 |
| // 3 | // // 3 1 | 水戸中学校長辞任問題 |
| // 4 | // // 4 1 | 軍備縮少問題 |
| // 6 | // // 6 1 | 政界の腐敗と其の革新 |
| // 7 | // // 7 1 | 国際平和思想 (上) |
| | | 社会と宗教 |
| | | 彼の徹底的態度 (山本亀市白井潔追悼) |
| // 9 | // // 9 1 | 国際平和思想 (下) |
| // 10 | // // 10 1 | 現代の青年と基督教 |
| // 11 | // // 11 1 | 現代政治と宗教との交渉 |
| // 12 | // // 12 1 | 信仰を通して |

| 巻 号 | 年 月 日(発行) | 題 名 |
|--------|------------|--------------------------|
| 23巻 1号 | 大正10 1 1 | 信仰を通して |
| // 2 | // // 2 1 | 信仰を通して |
| // 3 | // // 3 1 | YMCA万国大会に於ける話題 |
| // 4 | // // 4 1 | 信仰を通して |
| // 5 | // // 5 1 | 社会運動と基督教(支那に於ける反宗教運動に付て) |
| // 6 | // // 6 1 | 支那雑感の二, 三 |
| // 7 | // // 7 1 | 政界の近事 |
| // 8 | // // 8 1 | 苦熱に呻きつつ |
| // 9 | // // 9 1 | 社会運動と基督教的信念 |
| // 10 | // // 11 1 | 書齋より読者へ——切支丹の殉教者と鮮血遺 |
| // 11 | // // 12 1 | 書—— |
| // 12 | | 書齋より読者へ——グリッフキスのこと—— |
| 24巻 1号 | // 12 1 1 | 書齋より読者へ——アインシュタイン—— |
| // 2 | // // 2 1 | 羅馬法皇使節交換問題 |
| // 3 | // // 3 1 | 書齋より読者へ——法主使節交換問題(再び) |
| // 4 | // // 4 1 | —— |
| | | 新人運動の回顧 |
| // 5 | // // 5 1 | 偶 感 |
| // 6 | // // 6 1 | 或る読者の問に答ふ |
| // 7 | // // 7 1 | 書齋より読者へ |
| // 8 | // // 8 1 | 有島君の死をどう観るか |
| 25巻 1号 | // 13 1 1 | 沼南先生の生涯 |
| // 9 | // // 9 1 | 菅原伝氏と私 |

“Man” in the Taisho Democracy

—Focusing on Sakuzo Yoshino’s Thought—
(English Résumé)

Kiyoko Takeda Cho

The Democratic movement of the Taisho period (1912–1925) is one of the most important movements in the development of the democratic trends in modern Japan. The generation who served as the national leaders during the establishment of postwar democracy in Japan were the products of this movement who struggled and survived the pressure of the militaristic fascism. Thus Japanese postwar democracy was not a gift of the US Occupation but was a national product from within.

Sakuzo Yoshino, a Christian professor of political science and leading democrat, was the central figure of this movement. Under the Meiji constitution, without denying the Emperor System he worked for the right of the people as much as possible within that framework, having been attacked on both sides by the extreme nationalists and the extreme leftists. First of all, I would like to study and analyze the nature of this attempt of democracy.

Secondly, this period is called, at the same time, a period of humanism when Christianity took root in the cultural and social soil of Japan. Having been received within the bosom of the culture and even losing itself in it, Christianity sought to bring about a renewal of the common man and society. The individuals of this type were Inazo Nitobe, Toyohiko Kagawa, and Sakuzo Yoshino. In Yoshino the basis of democracy was definitely Christian faith, and particularly Christian concept of man. I would like to evaluate the understanding of “Man” and its role as the basis of Taisho Democracy.